

贈収賄等禁止方針

当社の取り組み

富士通クライアントコンピューティング株式会社及びその子会社（以下、FCCLグループ）は、相手方のサプライヤーをはじめとする顧客、取引関係者、ならびに公務員等を含む政府関係者等と健全な取引関係を維持し、事業を展開する各国内の法令を遵守して公正な取引を行います。また、流通パートナー及び代理店、並びに当社の業務を担う他社にも適用するように説明します。

よって各社の役員及び従業員は以下の行為を禁止します。

- 1) 相手方を執拗に誘い、あるいは物品の提供、もしくは接待や旅行を伴う歓待を行い、相手方にあたかも取引を行わせる、あるいは、そのように仕向ける行為
- 2) 相手方に執拗にはたらきかけ、現金や換金性の高い物品や社会通念上、許容される価額を超える、あるいは通常儀礼に不適切な贈答品や接待、便宜を、直接または間接的に、過度あるいは頻繁に、供与または受ける行為

贈答品

FCCLグループ各社は、以下の条件を満たし、かつ、社内規程に準拠する範囲内で当該贈答品の授受を認めます。

1. 贈答品が儀礼上、もしくは社会通念上、節度ある価額の見積りが可能な場合
2. 当該国内で一般慣行として授受が容認されており、社外公表しても影響がない場合
3. 提供側に特別な厚遇措置を期待する余地がないと明白に判断される場合
4. 当該国内で授受行為が法的に是認され、双方の社内規程に基づき承認されている場合

報告義務

贈収賄行為等の余地などの疑念が生じた場合は、FCCLグループ各社の役員及び従業員は速やかに上長または内部通報窓口への報告を義務とし、これを周知します。

各社は、必要な調査等を行い、贈収賄行為等の未然防止に努め、適切な是正措置を講じます。

各社は、贈収賄の真偽を問わず、報告者を保護します。